

## 条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	職員の特殊勤務手当に関する条例		
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 53 号	法 規 集	第 2 編第 4 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員の給与（特殊勤務手当）に関する事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与（特殊勤務手当）に関する事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な職務その他著しく特殊な勤務に従事する職員にその勤務の特殊性に応じて、手当として支給するものであり、これまでも、職務の実態に変化があれば適宜見直しを実施しており、適正なものとなっている。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	著しく危険、不快、不健康又は困難な職務その他著しく特殊な勤務を対象に 16 の手当に限定している。 支給方法も勤務の内容に応じ、時間給、日額、月額としており、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与（特殊勤務手当）について必要な事項を定めたものである。 また、職員給与の適正な管理に取り組んでいるところであり、「行政システム改革基本方針」の考え方方に適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員の給与（特殊勤務手当）に関する事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特 記 事 項 特殊勤務手当については、職務の実態の変化を踏まえ、県民の理解を得られる適正なものとなるよう、適宜見直しを実施する。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無